

瀬戸市子どもガイド無償提供に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民に提供する子どもガイドの作成及び無償提供に関して、瀬戸市広告掲載取扱基本要綱(平成14年8月21日施行。以下「基本要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「子どもガイド」とは、瀬戸市が子どもに関する情報を冊子にまとめ、市民に提供するものであって、冊子に広告が印刷されたものをいう。

2 この要綱において「無償提供者」とは、子どもガイドに広告を掲載する者(以下「広告主」という。)を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行うなど広告掲載に係る一連の事業を行い、市に子どもガイドを無償提供する者をいう。

(広告の内容)

第3条 子どもガイドに掲載できる広告は、基本要綱第2条に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 社会問題についての意見広告
- (2) 個人の名刺広告又はその疑いのあるもの
- (3) 人権侵害、名誉棄損及び差別的なもの
- (4) ギャンブルに関するもの
- (5) 資金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (6) たばこ、アルコール飲料又は消費者金融に関するもの
- (7) 商品先物取引及び金融先物取引など利殖を目的とした投資、投機の斡旋、勧誘、募集等を専ら行うもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に関するもの
- (9) 本市又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
- (10) 誇大表示又は不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (11) 必要以上に購買欲をそそると思われるもの
- (12) 求人広告及びこれに類するもの
- (13) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (14) 占い、運勢判断に関するもの
- (15) 次に掲げる業種のもの又は事業者によるもの
 - ア 私的な秘密事項の調査を業とするもの
 - イ 債権取立て、示談引受け等を業とするもの
 - ウ 法令等に基づく必要な許可を受けていないもの

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの(民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、その取り消しの決定を受けていないものを除く。)

オ 暴力団員(瀬戸市暴力団排除条例(平成23年瀬戸市条例第12号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるもの

カ 社会問題を起こしているもの

キ 各種法令に違反しているもの

ク 市税を滞納しているもの

(16) その他前各号に属さないもので子どもガイドに掲載する広告として適当でないと認められるもの

(設置)

第4条 無償提供を受けた子どもガイドは、市役所、支所その他市長の指定する場所に設置するものとする。

(設置期間)

第5条 子どもガイドの設置期間は、該当する年度内とする。ただし、市長は、無償提供者と協議の上、設置期間を変更することができる。

(無償提供者の募集方法)

第6条 市長は、無償提供者の募集を市ホームページにより行うものとする。

2 市長は、募集に際し、募集期間及び提出書類その他募集について必要な事項について、募集要項で定める。

(申込資格)

第7条 子どもガイドの無償提供の申込者は、次に掲げる要件を全て備えなければならない。

- (1) 申込の日において、瀬戸市契約規則(昭和40年瀬戸市規則第18号)第5条第3項の規定により作成した入札参加資格者名簿に登録がある者で、あいち電子調達共同システムの営業種目のうち、一般印刷及び広告に登録がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法に基づく民事再生開始の申立てがなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結)及び瀬戸市が行う契約等からの暴力団排

除に関する事務取扱要領（平成１９年１２月１日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。

(6) 市税を滞納していないこと。

(無償提供の申込み)

第８条 子どもガイドの無償提供をしようとする者は、瀬戸市子どもガイド無償提供申込書(第１号様式)に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(無償提供者の決定)

第９条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、実現性、業務実績、信頼性等を総合的に評価し、及び公正に判断し、１者を速やかに決定するものとする。

２ 市長は、無償提供の許可又は不許可を決定したときは、その結果を子どもガイドの無償提供の申込みをしたものに対し、瀬戸市子どもガイド無償提供許可・不許可決定通知書(第２号様式)により通知する。

(確認書の締結)

第１０条 市長は、前条の規定による無償提供の許可を決定をしたときは、子どもガイドの製作及び無償提供の手続きに関して、当該決定を受けた無償提供者（以下「無償提供許可者」という。）と確認書を締結するものとする。

(広告の審査)

第１１条 広告内容の審査は、子どもガイド担当課が行うものとする。

(製作上の注意事項)

第１２条 無償提供許可者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

２ 無償提供許可者は、広告内容及び色、形状等の子どもガイドの仕様について、事前に市長と協議し、市長の承認を受けた後に製作しなければならない。

３ 無償提供許可者は、冊子の数量並びに納品時期及び場所について市長の指示に従わなければならない。

４ 無償提供許可者は、市の業務内容等を子どもガイドに掲載する場合は、市長の指示に従わなければならない。

(無償提供許可者の責務)

第１３条 無償提供許可者は、広告の内容その他掲載に関する全ての責任を負うものとする。

２ 無償提供許可者は、掲載広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、無償提供許可者の責任及び負担において解決するものとする。

(代替品の納品)

第14条 市及び無償提供許可者は、使用中の子どもガイドの広告内容及び広告主に問題が生じた場合は、速やかに相互に通知するとともに、無償提供許可者は当該子どもガイドを回収し、代替の子どもガイドを無償で納品しなければならない。

(提供の中止)

第15条 市長は、市民等に子どもガイドを提供することが適当でないと認めたときは、無償提供許可者と協議の上、子どもガイドの提供を中止するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、子どもガイドの作成及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年8月26日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年8月31日から施行する。